

青森県報

第三千六百五十七号

平成二十五年
二月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
救急病院の設置	医療業務課	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	高齢福祉課	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	障害福祉課	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	水産振興課	二
公 告		
県税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札	税 務 課	二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	商工政策課	四
右 同	同	四
右 同	同	四
右 同	同	四
出先機関		
土地改良区の清算人の退任	東青地域 民 局	五
教育委員会		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	学校施設課	六

告

示

青森県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
山崎眼科	八戸市日計一丁目二の四四	平成二十五年二月二十二日

青森県告示第百二十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	平成二十八年二月十三日

青森県告示第百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	年月日
まつすぐ介護 合同会社	主たる事務所の 所在地	名称	平成 二五・三・一
つがる市木造浮 巢六の五	所在地	名称	
ずぐりケアプ ラセンター	所在地	名称	
つがる市木造末 広一八	所在地	名称	

青森県告示第百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すずらん調剤薬局石江店	青森市大字石江字江渡九七の一	平成二五・三・一

青森県告示第百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺一二一 沖見 一男	新深浦町第四区	小型定置漁業

西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九四の一
二印組 代表 鶴田 輝実

新深浦町漁業
協同組合の地
区のうち、大
字沢辺の区域

公 告

県税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 業務名 県税納税通知書等の作成業務
 - 2 業務内容 入札説明書による。
 - 3 業務期間 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
 - 4 作成予定数量
- (一) 個人事業税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 五千五百通
- (二) 個人事業税第二期分納付書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 四千二百通
- (三) 不動産取得税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、一部封入のみ） 一万八千通
- (四) 自動車税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 四十一万一千通
- (五) 自動車税納税通知書（封入封かんなし） 三万二千通
- (六) 自動車税納税通知書兼減免通知書（封筒作成、封入封かんあり） 三千通
- (七) 自動車税減額通知書（封筒作成、封入封かんあり） 一万二千通
- (八) 自動車税口座振替不能通知書兼督促状（封筒作成、封入封かんあり）

- (九) 自動車税催告書(封筒作成、封入封かんあり) 一千通
- (十) 自動車税徴収引受通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 四万三千通

二 入札に参加する者に必要な資格

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二万三千通

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付けされた者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有している者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード(GS1 128(旧UC C/EAN 128)バーコード)及び郵便物のカスタマバーコードを生成、印字できる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 資格の審査等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、県税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長へ申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード(GS1 128(旧UC C/EAN 128)バーコード)を印字したものの十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものの十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成二十五年三月八日

5 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七 七二二 一一一一(内線五四八〇)

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟 二階 C会議室

2 日時 平成二十五年三月二十二日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成二十五年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書ごとの金額にそれぞれ百分の五に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、納税通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

4 入札手続の停止等

平成二十五年年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手續について停止等の措置を行うことがある。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田南ショッピングセンター

十和田市大字相坂字小林二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 村田隆一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十五年二月二十二日から同年三月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールつがる柏

つがる市柏稲盛幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡崎双一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成二十五年二月二十二日から同年三月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三戸町役場

2 期間

平成二十五年二月二十二日から同年三月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ幸畑店

青森市幸畑三丁目一の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年二月二十二日から同年三月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した蟹田町土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十二日

東青地域県民局長 北 山 功 三

氏 名	住 所	退任の年月日
村上 耕治	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二〇〇の一	平成二五・二・二

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

- 1 電子計算組織（八戸商業高等学校） 一式
- 2 電子計算組織（黒石商業高等学校） 一式
- 3 電子計算組織（三沢商業高等学校） 一式
- 4 電子計算組織（弘前工業高等学校） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年二月七日

五 契約の相手方の名称及び住所

- 1 扶桑電通株式会社 青森営業所
青森市長島二丁目一三の一
- 2 株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 3 扶桑電通株式会社 青森営業所
青森市長島二丁目一三の一
- 4 株式会社シंक

青森市中央一丁目三三の四

六 契約金額

- 1 二千五百八十九万三千円
- 2 二千六百十四万五千円
- 3 二千五百九十二万四千五百円
- 4 二千八百七十四万九千円

七 契約の相手方を決定した手続

購入物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年十二月二十八日

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭